

ねんきん 通信

国民年金加入者が受給できる3種類の基礎年金

～老齢基礎年金～

国民年金保険料を納めた期間（第2号及び第3号被保険者期間などを含む）、免除期間、合算対象期間（任意加入とされていた期間に被保険者とならなかった期間など）を合わせて、原則25年以上ある人が、65歳になったときから受け取れます。

★年金額（平成21年度）満額＝792,100円

老齢基礎年金の計算式

$$792,100円 \times \frac{\text{保険料納付済} \frac{4}{12} + \text{免除} \frac{5}{6} + \text{免除} \frac{2}{3} + \text{免除} \frac{2}{3} + \text{免除} \frac{1}{3}}{\text{月数}} \div \text{加入可能年数} \times 12 \text{ヶ月}$$

※希望により60歳から65歳になるまでの間に減額された年金を受け取る繰上げ請求、65歳から70歳になるまでの間に増額された年金を一生受け取る繰り下げ請求という受給方法もありますが、繰上げて受給すると、65歳前に特別支給される老齢厚生年金が支給停止されたり、病気やけがで障害者になっても障害基礎年金が受けられなかったりしますので、留意してください。

～障害基礎年金～

国民年金加入中、もしくは、20歳前の病気やけがによって、障害認定日において障害等級（1級・2級）に定められる障害の状態である場合などに支給されます。ただし、その障害のために初めて医師の診療を受けた日の前日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間（免除含む）が3分の2以上あるか、または、直近の1年間に保険料の未納期間がないことが受給の条件です。

★年金額（平成21年度） 1級＝990,100円
2級＝792,100円

※受給者によって生計を維持されている子（18歳に達する日以降の最初の年度末まで（障害のある子の場合は20歳））がある場合、2人目までは1人増すごとに227,900円。3人目からは1人増すごとに75,900円加算。

～遺族基礎年金～

国民年金に加入している人などが亡くなったときに、その人によって生計を維持されていた子のある妻または子に、子が18歳に達する日以降の最初の年度末（障害のある子の場合は20歳）まで支給されます。ただし、障害基礎年金と同じく、保険料納付要件によっては支給されない場合があります。

★年金額（平成21年度）

○妻に支給される場合（子が1人）＝1,020,000円
（子が2人）＝1,247,900円

※3人以上の子があるときは、1人増すごとに75,900円加算。

○子に支給される場合＝792,100円

基礎年金には国庫負担（国の税金）が含まれています

これらの基礎年金には国庫負担（国の税金）が含まれており、その割合が、法律改正により、平成21年4月以後の加入期間について、これまでの3分の1から2分の1に引き上げられました。これによって、将来にわたって、国民年金が安定的に運営されることになりました。

国庫負担率の引上げと免除制度

40年間、国民年金の保険料を納めた方には、65歳から、79万2,100円（平成21年度価格・年額・以下同じ）の老齢基礎年金が支給されますが、平成21年4月以後の加入期間のみの場合、その半額の39万6,050円が国庫負担になります。

一方、国民年金には、経済的に保険料を納めることが困難な方などのため、「保険料が免除される」制度があります。保険料免除では、所得の状況によって、全額、4分の3、半額または4分の1の額の保険料が免除されますが、これらのすべての免除期間について、保険料を納めたときと同額の国庫負担が支給されます。

また、国庫負担率の引上げによって、免除期間についての老齢基礎年金の額が引き上げられます。例えば、全額免除では、仮に、平成21年3月までの40年間保険料を免除された場合の額は26万4,000円ですが、平成21年4月以後の40年間保険料を免除された場合の額は39万6,100円となります。

ただし、若年者納付猶予制度と学生納付特例によって免除された期間について追納しなかった場合、基礎年金の受給権には反映されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されない「カラ期間」となっていますので、ご注意ください。

老齢基礎年金は25年の資格期間を満たしていない方には支給されません。これは、老齢基礎年金に含まれる国庫負担を受ける大切な権利を失うことにつながるわけです。くれぐれもご注意ください。

詳しくは、稚内社会保険事務所(電話0162-32-1941)または役場町民課保健福祉グループ(電話5-1115 内線160)にお問い合わせください。